

5. 生徒心得

1. 生徒心得

池田高等学校は進取の気風にあふれています。これを受け継ぎ、新しい伝統を築くのがあなた方です。誇りと自覚をもって高校生活を送りましょう。

1. 向学の精神を持つ

高校生活の中心は学習です。学習することによってはじめて、人として必要とされる基礎的・基本的な事柄が身につく、進展する社会の変化に主体的に対応できる判断力や行動力が養われるのです。学習こそが人生を実りあるものにします。向学の精神をもって、充実した高校生活を送りましょう。

2. 自分を磨こう

高校時代は、人の在り方生き方を左右する重要な時期です。自分自身の性格や個性、適性の理解に努め、その長所や資質・能力を伸ばしましょう。

3. 思いやりの心を持つ

国際社会の中で生きていくためには、国や文化の違いにより考え方が異なることを理解しなくてはなりません。また、身近な生活においても、自己を主張することも大切ですが、他を理解し思いやる気持ちを忘れてはいけません。豊かな心はそこから生まれます。思いやりの心を持って高校生活を送りましょう。

4. 自分の行動に責任を持つ

社会で生きていくためには、他の人の助言や意見を聞き、最後は自分自身で判断し、その結果に対しては責任を持たなくてはなりません。高校生活においても、主体的に考え行動し、その結果に対し責任を持つ態度を身に付けましょう。

5. 正しいマナーを身に付けよう

社会生活や学校生活では、正しいマナーは非常に大切です。明るい挨拶、正しい言葉遣い、礼儀正しい行動などは、周囲を和やかにします。また時間や交通ルールを守ること、環境の美化に心掛けることも不可欠です。正しいマナーを身に付けるよう努めましょう。

6. 心身の健康に努めよう

生きるためには、心身の健康が大切です。健康管理に留意し、規則正しい生活をするとともに広い分野の書物に接したり、友人や先生と交流することにより、健康な身体をつくるように努めましょう。

2. 生活姿勢

集団生活の場においては、守らなければならないマナーがあります。マナーの基本は、皆が心豊かに気持ち良く過ごすことです。高校生活の中で明るい挨拶に心掛け、礼儀正しく節度ある人間に育つことを願っています。

1. 校内生活

- (1) 予鈴（8時30分）までに登校し、速やかに教室に入る。（8：35完全読書）
- (2) 移動授業や集会、その他の集合の際には、5分前行動を心掛ける。
- (3) 授業の始めと終わりには、しっかりと起立し挨拶をする。（始業1分前の音楽で準備する。）
- (4) 始業時から終業時までの間は、校外に出ない。
- (5) 早退・遅刻等は保護者から電話連絡をもらう。遅刻の場合には、職員室に寄り、遅刻届に記入し、入室許可を得てから教室に入る。早退・外出等の場合はホームルーム担任に許可を得る。
- (6) 規定の服装をし、怪我等で異装が必要なときは生徒部・生徒指導の許可を得る。
- (7) 携帯電話は校内に入る前に電源を切り、使用しない。やむを得ず使用しなければならない場合には、教員の許可を得る。放課後の校舎外、指定場所での使用は認める。
- (8) 挨拶・会釈を励行し、礼を失しないように努める。
- (9) 持ち物には記名し、その管理は自己の責任において万全を期する。体育時や部活動時等には、貴重品袋等を活用する。（傘の紛失が多い）
- (10) 教室の整理整頓に心掛け、私物を放置しておかない。（ロッカー内を整理すること。ロッカーの上に私物を置かないこと。）教科書を持ち帰り、予・復習をする。
- (11) 上履きは規定のスリッパを使用し、下履きとの区別を厳守する。また体育館および錬心館では体育館シューズのみの使用とする。
- (12) 生徒間の金品の貸し借りは絶対にしない。
- (13) 授業に積極的に臨み、授業に関係のないものは持ってこない。（漫画、お菓子、トランプなど）

2 校外生活

- (1) 池高生としての誇りと自覚をもち、品位ある行動をとる。
- (2) 高校生としてふさわしくない所への出入りはしない。
- (3) 交通法規・交通道德を守り、自他の身の安全を図る。
- (4) 「四ない運動」（免許を取らない・車を買わない・運転をしない・乗せてもらわない）を厳守する。
- (5) 次の事項に該当するときは、ホームルーム担任の事前指導を受け生徒部に届け出る。
 - ・大学受験等で学割を必要とするときは、様式に従い届け出る。
- (6) 次の事項に該当するときは、ホームルーム担任の事前指導を得て生徒部・生徒指導の許可を得る。
 - ・運転免許証を取得する必要があるとき。
 - ・アルバイトをする必要があるとき（すべて許可制）。条件が合わなければ許可は出せない場合がある。
- (7) 帰宅は安全な通学路を使用するとともに、できるだけ複数人で下校すること。

6. 校 則

1. 校則(規定)

1. 生活規則

高校生活の目的達成のためには、共通の約束事(規則)が必要です。この場合の規則は、誰もが等しく充実した学校生活を送れることと、社会規範を守ることを体験的に習得するためにあります。生活の規則は法律・条例などいろいろありますが、高校生としての自覚の下に自律心を持って生活しましょう。

- (1) 岐阜県青少年保護育成条例等、青少年の健全育成を目的とした法律・条例で制限されていることは、年齢に関わらず守ること。
- (2) 車についての四ない運動(免許を取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない)を守ること。

2. 服装・頭髪等の規定

より良い校風づくりのために、身なりは清潔・端正・質素にして、高校生としての品位を保つようにしましょう。(イラスト参考に)

(1) Aタイプ

制 服	冬服	黒の詰め衿標準学制服・標準学生ズボンを用い、白カラーをつける。 (襟先が白いものはそれを白カラーとみなす) ボタンは指定のものを使用。校章バッジは左襟に付ける。
	夏服	指定の半そでカッターシャツを着用する。ズボンは冬服に準ずる。

(2) Bタイプ

制 服	冬服	指定のブレザー・スカート・スラックスとする。 シャツは白無地のカッターシャツ又は学生用ブラウス。 (1) 第1ボタンを閉め、規定のリボン又はネクタイを着用する。 (2) ブレザーの前ボタンは2つとも留める。 (3) スカート丈は、膝がほぼ隠れる長さ(皿の中心)とする。
	夏服	指定の半袖カッターシャツを着用する。 スカート・スラックスは冬服に準ずる。 ノーリボン・ノーネクタイとする。

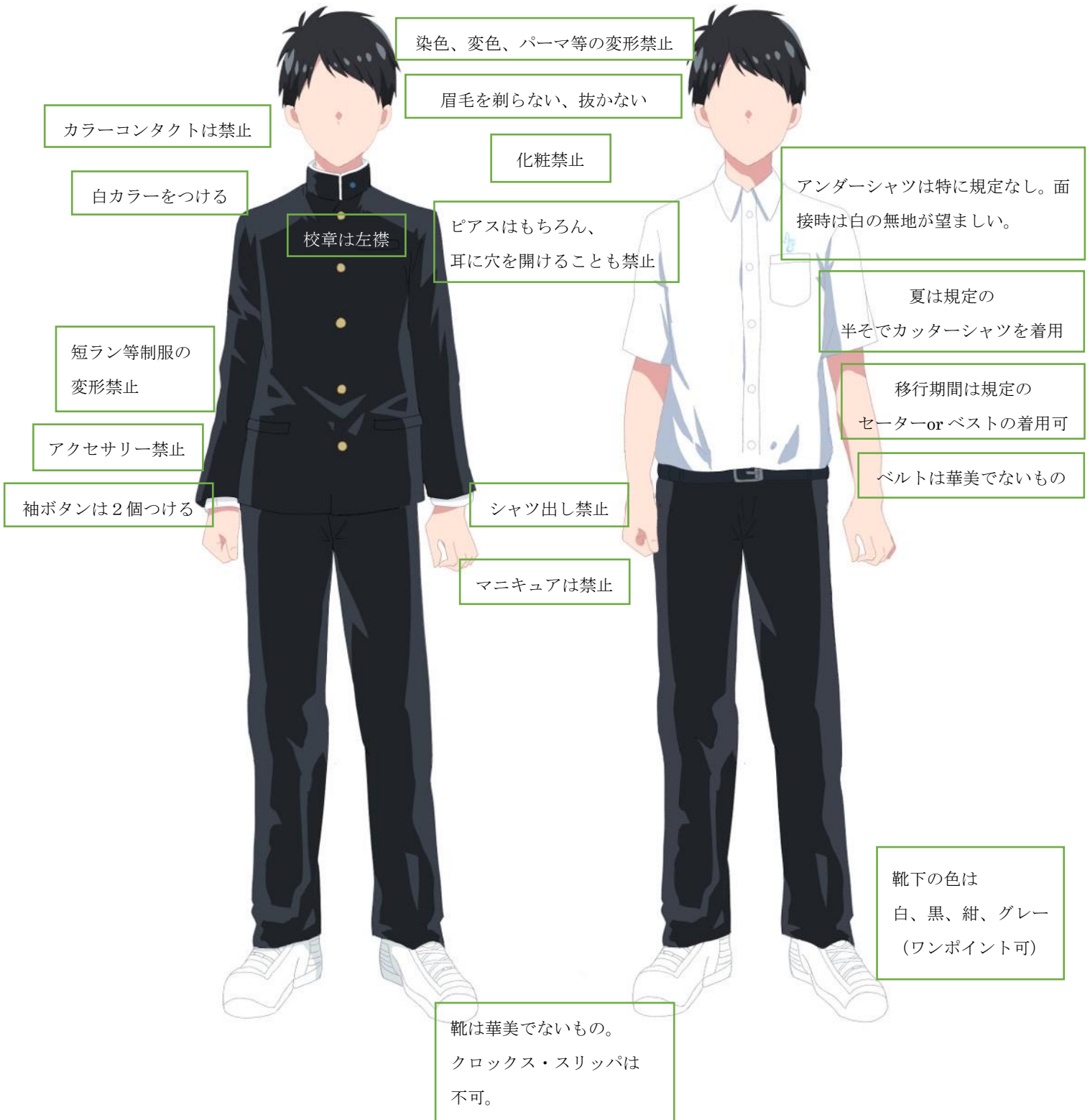
(3) 共通事項

合 服	ベスト・セーターは指定のもの(校章が刺繍されているもの)を着用する。 合服期間は、合服での登下校を認める。
ソックス類	白色・黒色・紺色・灰色の単色で、踝より長いものを着用する。 ストッキングは肌色。タイツ(80 デニール以上)は黒色。
頭 髪	清潔をむねとする。パーマ・エクステンション・特殊な編み込み等は禁止。 染色、脱色は禁止。ドライヤーなどの熱焼けによる変色も指導対象となる。

頭髪関係	ヘアゴム・ピン・リボン・シュシュ・ヘアクリップは、黒・紺・茶色の無地で髪が縛れる程度の大きさとし、極端に装飾性の高いものは着用しない。
化粧品	口紅・色付きリップの禁止。校内での化粧禁止（見かけたら指導）。眉毛を剃ったり、抜いたりしない。
通学靴	華美でない靴とする。休日でもクロックス・スリッパなどは不可
上履き	指定のスリッパを使用する。体育館は使用禁止（体育館シューズのみ使用可）。
通学カバン	勉学にふさわしく、教材が十分に入るものとする。
防寒具	黒・紺・グレー・ベージュ色等の無地のもので、華美でないもの。
雨具	長靴・レインシューズの使用は任意とする。自転車通学者は必ず雨カッパを使用する。自転車乗車中の傘の使用は法律違反。
ピアス	耳に穴を開けることを禁止（ふさがるまで継続指導）。透明ピアスも預かり指導。
アンダーシャツ	特に規定なし。（面接などは、白無地が望ましい）
装飾品	スポーツ用のものであっても一切付けない。
爪	色付きマニキュアは禁止
コンタクト	カラーコンタクトは禁止。
通学時の服装	4月1日～4月30日、11月1日～3月31日は冬季 制服 5月1日～6月中旬、9月中旬～10月31日は合服期間 （ストッキング、タイツの着用は冬季・合服期間とする） 6月中旬～9月中旬は夏季 制服 【長期休暇中・土日の部活動】制服、ユニフォーム。学校指定の体操服も可。 部活動の揃いジャージ可。但しTシャツ・短パンは揃いのものでも不可。

* 制服においては、男女ともシャツをズボンやスカートにしっかり入れて着こなすこと。
（シャツ出し禁止）

【Aタイプ】



【Bタイプ】

染色、変色、パーマ、エクステ、変形等禁止

眉毛を剃らない、抜かない

化粧禁止（口紅含む）

カラーコンタクトは禁止

ピアスはもちろん、
耳に穴を開けることも禁止

リボン or ネクタイの着用

アンダーシャツは、特に規定なし

ブレザーの
前ボタンを留める

夏は規定の
半そでカッターシャツを着用

移行期間は規定の
セーターor ベストの着用可

アクセサリ禁止

マニキュアは禁止

スカート丈は膝中央の長さ

靴下の色は
白、黒、紺
(ワンポイント可)

靴は華美でないもの。
クロックス・スリッパは
不可。

2. 届出、許可・承認を必要とする事項

高校時代に正しい判断ができる力を養うためには、保護者や先生の適切な助言の下に行動する必要があります。生命・身体の安全又は精神の健全育成に関わる以下のことについては、学校に申し出て、担任又は関係の先生の指示に従ってください。

(1) 届出を必要とする事項

以下のような場合は、速やかに届け出て指示を受けること。

	許可・承認を必要とする事項	申請書類	申請先
①	欠席・遅刻・早退・外出をするとき	※下記参照	※下記参照
②	個人理解票の記入事項に変更が生じたとき	なし	学級担任
③	下宿をするとき	下宿届 身元保証書	学級担任 生徒部
④	受験・進路に関する旅行	旅行届	学級担任 生徒部
⑤	学校の施設・器具を破損又は紛失したとき	学校施設設備破損届	学級担任 生徒部
⑥	金銭・物品の遺失又は盗難が生じたとき	物品紛失届	学級担任 生徒部
⑦	身分証明書を紛失または破損したとき	身分証明者再発行願	学級担任 生徒部
⑧	問題行動・事故の当事者になったとき 補導を受けたとき	なし	学級担任 生徒部

※欠席・遅刻・早退・外出をするときの届出方法は以下の通りです。

ア) 欠席

欠席をする場合は、事前(当日は8時から8時20分)に保護者を通じて学校へ連絡をすること。
なお、1週間を超える場合は、長期欠席届(病気による場合は医師等の診断書を添える)を提出すること。また、授業を欠席する場合は、学級担任又は教科担任に届け出ること。

イ) 遅刻

遅刻する場合は、事前(当日は8時から8時20分)に保護者を通じて学校に連絡すること。また、遅刻して登校したときは、職員室にて「遅刻カード」に必要事項を記入し、先生に届け出た後、教室で担任又は教科担任に「遅刻カード」を提出して、授業等を受けること。

ウ) 早退・外出

早退又は外出する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、学級担任に届け出ること。

エ) 定期考査の欠席

定期考査を欠席する場合は、定期考査欠席届を提出すること。(なお、医師の診断書又はそれに準ずるものを提出すること。)

(2) 許可・承認を必要とする事項

以下のような場合は、学校長の許可又は承認を受けること。

	許可・承認を必要とする事項	申請書類	申請先
①	自転車通学をする	自転車通学許可願	学級担任 生徒部
②	規定以外の服装をする	異装許可願	学級担任 生徒部
③	印刷物の掲示や配布又は入場券等の販売をする	なし	生徒部
④	運転免許を取得する（3年生対象）	運転免許取得許可願	学級担任 生徒部
⑤	アルバイトをする	アルバイト申請書	学級担任 生徒部

令和2年度改正

※校則（規定）については適宜見直しをする。

※この規定の改正は、議会の議決を経、校長の承認を得て成立する。（令和3年度6月追記）

校則の改正又は廃止の手続き

- 1 生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。